PTA会則

川口市立戸塚小学校PTA

川口市立戸塚小学校PTA会則

川口市立戸塚小学校PTA

第 1 章 名称と事務所

- 第 1 条 本会は、川口市立戸塚小学校PTAと称し、事務所を戸塚小学校内におく。 第 2 章 目 的
- 第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域における児童の健全な発達に資するとともに会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

第 3 章 方 針

- 第 3 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
 - 1. 児童、青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 - 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行 為は、行わない。
 - 3. 教育委員会、学校当局に対し、学校教育進展のための建設的な意見を具申、 資料の提供はするが、学校の管理や人事には干渉しない。
 - 4. 自主独立を堅持し、他のいかなる団体若しくは機関の支配、統制、干渉を 受けない。

第 4 章 会 員

- 第 4 条 この会の会員は次のとおりとする。
 - 1. この学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる保護者。
 - 2. この学校の教職員。
 - 3.1、2に該当し、入学もしくは転入時に加入の意思を示した方。

第 5 章 役 員

- 第 5 条 この会の役員は、次のとおりおくことができる。
 - 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 (1名は教頭とする) 3. 書記 2名
 - 4. 会計 2名

- 5. 監事 2名
- 6. 幹事 若干名

- 7. 顧問 (1名は校長とする)
- 8. 相談役
- 9. 理事 若干名

- 第 6 条 役員は次の方法によって選出する。
 - 1. 会長・副会長・監事は理事会において会員中より選出し、総会の承認を得る。
 - 2. 理事は会員中並びに地区より若干名を選出する。教職員は理事とする。
 - 3. 幹事・会計・書記は会員中から会長が委嘱する。顧問・相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 第 7 条 役員の任務は次のとおりとする。
 - 1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。顧問・相談役は会の運営について 指導助言する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
 - 3. 書記は総会、理事会の議事及び会に関する重要事項を記録し、文書その他の書類を保管する。
 - 4. 会計は、この会の会計にあたる。
 - 5. 監事は、この会の会計事務を監査する。
 - 6. 幹事は、この会の庶務にあたる。
 - 7. 理事は理事会において各種活動を企画立案し執行するとともに業務を分掌する。なお、学級PTA並びに地区諸会合を催し会員相互の連絡の任にあたる。
- 第 8 条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者 の残任期間とする。

第 6 章 会 議

- 第9条-1 会議は、総会・理事会・専門部会とし会長が招集する。各会議の議長は出席 者の互選とする。
- 第9条-2 すべての会議の議決は、出席者の過半数の賛同を必要とし(委任状を含む) 同数の時は、議長の裁定により決する。
- 第 1 0 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。 総会は毎年1回開き、予算・決算の審議並びに承認、会則の改廃及び活動計画につき決定する。但し、必要あるときは臨時に開くことができる。
- 第 1 1 条 理事会は、役員・理事で構成し、随時開催して決議事項の企画立案やこれの 執行にあたる。
- 第 1 2 条 専門部会は所属部員で構成し、随時開催して担当する活動の企画と運営にあたる。所属部員は理事会構成員とする。

第 7 章 業務の運営

- 第 1 3 条 この会の業務を円滑に実施するため、理事会の中に次の専門部を置く。 又、その他必要に応じて特別部を設置することができる。尚、この部の細則 は別に定める。
 - 1. 総務部(総務に関すること、各部会の連絡調整・その他)
 - 2. 緑化・教養部(ベルマーク収集集計、植木の総合手入れ、その他)
 - 3. 広報部 (機関紙発行・会員相互の情報交換・その他)
 - 4. 保健部(給食・健康管理・衛生指導等に関すること、その他)
 - 5. 校外育成部(交通安全・校外補導・非行防止に関すること、その他)

第8章会計

- 第 1 4 条 この会の活動に要する経費は、会費その他の収入によって支弁する。
- 第15条 この会の会費は、全員世帯単位とし、年額3,000円とする。

なお、特別の理由により会費の納入に困難を生じた場合は会費の負担を免除 することができる。但しこの場合は理事会に報告しその承認を得なければな らない。会費の徴収方法は付則において定めたとおりとする。

第 1 6 条 本校のPTA会員以外の世帯から協力金を受け取ることができる。 協力金は一口3,000円とする。

協力金は、全校児童または学校運営全体にかかわる事にのみ使用する事ができ、PTAの運営にかかる費用に充てる事ができない。

- 第17条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければ成らない。
- 第18条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 9 章 個人情報の取り扱い

第 1 9 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「川口市立戸塚小学校 PTA 個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第 10 章 会則の改廃

第20条 この会則の改廃は、総会の決議を経なければならない。

付 則

- 1. 本会則の施行に必要な事項は別にこれを定める。
- 2. 各専門部は総務部との連絡係1名を選出する。
- 3. 本会の会費徴収は6月に年額3,000円とする。
 - ※転入者の徴収

集金日以降の転入者については、月額(250円)で計算し徴収する。

- ※転出者については、在校月までを月額(250円)で徴収し残金は返金する。
- 4. 会員の慶弔は別途「戸塚小学校PTA慶弔規程」に準ずる。
- 5. 校外育成部員(地区理事)は、各地区より1名選出するが、地区外の部員が他地区を担当することがある。
- 6. 学級選出理事・地区選出理事は、原則として重複しない。但し、特別な事情において、この限りではない。
- 7. 本会則は昭和47年5月14日より施行する。

令和 元年5月17日 令和 5年1月17日 令和 6年6月7日